

# 十津川村介護職員初任者研修学則

## (1) 開講目的

少子高齢過疎化のなか、介護職の人手不足がすすむ十津川村で、1人でも多くの方に介護サービスの現場に従事してもらうため、介護職としての基本的な理念や知識、実践的な技能を習得させ、質の高い介護従事者を養成することを目的とします。

## (2) 研修事業の名称

十津川村介護職員初任者研修

## (3) 講義および演習実施場所

十津川村特別養護老人ホーム 高森の郷

## (4) 研修期間

おおむね4か月以内とします

## (5) 研修日程

別紙「研修日程表」参照

## (6) 講師氏名

別紙「講師履歴一覧」参照

## (7) 修了評価方法

修了評価は筆記試験で行うこととし、研修修了者には修了証明書を交付します。

### ○筆記試験

評価基準	点数
A	90以上
B	80～89
C	70～79
D	70未満

C以上の評価で修了基準を満たしたものと認定する。

修了評価筆記試験不合格の場合、科目担当講師による補講をし、再試験を実施します。但し再試験は3回までとし、最終試験で合格点に満たない場合は未修了者とします。

(8) 募集時期および開講時期

別紙「受講案内」参照

(9) 受講資格、受講定員

○受講資格

- (1) 十津川村に住所を有するもの
- (2) 指定科目を全て受講できるもの
- (3) 研修受講後、介護の仕事に従事する意思のあるもの
- (4) その他、村長が認めるもの

※なお、義務教育終了以上で未成年の場合は、保護者の同意が必要です。

○受講定員 20名

(10) 受講手続き

受講希望者には「受講案内」「カリキュラム」「申し込み用紙」を送付します。

受講者は所定の申込用紙を提出し、希望者多数の場合は抽選を行います。

受講申込時に本人確認ができる書類の提出を求めます(戸籍謄抄本、住民票、健康保険証、運転免許証、年金手帳、マイナンバーカードのどれか1部のコピーを提出して下さい)

(11) 使用テキスト

公益財団法人 介護労働安定センター発行のもの

(12) 研修受講に関する連絡先及び担当者名

十津川村福祉事務所

担 当 沼平茂雄

連絡先 0746-62-0901

(13) 受講料(実習費、テキスト代含む)

別紙「受講案内」参照

(14) 研修欠席者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱いについて本講座は全課程出席を原則とします。但し、やむをえない理由により研修の一部を欠席した場合、以下のとおり取り扱います。

教科内容によって補講が必要な場合は、補講を行います。

講義については本講座の時間数の1割までを上限とし、レポート提出をもって出席とみなす場合があります。

レポートは原稿用紙(400字詰)3枚以上で、評価については担当講師が評価を記入し、確認印があるものを事務局に提出下さい。

(15) 研修機関が公表すべき情報の開示方法  
十津川村役場ホームページ上で公開する。

(16) 修了証明書の書き換え交付と再交付の取扱いについて

修了証明書の記載事項に変更が生じた場合は、修了者の申し出により書き換え交付を行うことができます。

また、修了証明書の紛失又は毀損があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができます。

(17) 個人情報の保護について

研修事業により得た受講者の個人情報については厳正に管理を行い、また受講生が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなど、不当な目的に使用することがないように指導を行います。

研修修了者は奈良県の管理する修了者台帳に記載されます。

附則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。